

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 「願望」は経営者の基盤！？

### ● 夢は願望となりミッションに昇華する

#### 『願望は強い、意思は弱い』

人間の意志とは非常に弱いものです。

意志と願望が争えば、勝利するのは、必ず願望です。願望は遺伝子から来ているからです。

つまり、人は本質的な部分で、遺伝子から来る基本的欲求を満たそうとして、

そのイメージに突き動かされて行動しているに過ぎないのです。

ですから、一時的に意志によって、ある一つのことを克服できたように見えたとしても、絶えず人は本質的なものに向かって行動していますから、必ず願望が勝利するように創られているのです。

その意味で、願望を不明確にしたまま意志だけで成功しようと努力するのは、必ず徒労に終わります。まず願望を明確にしていくことが大事です。たとえば、用途を明確にせず、ただ「一千万円貯めるぞ！」と目標設定し、一生懸命に蓄財に励んだとしても、人は大方挫折します。

確実に達成する方法は、ただ一つです。一千万を「何のために」「誰のために」蓄える必要があるのか、その使用目的を明確にすることによって、人は蓄財の間の様々な誘惑に勝つことができるのです。

人は目的によってはじめて、セルフコントロールが身につくものなのです。

【アチーブメント株式会社 青木仁志氏のブログより】

### ● 内なる魂の叫びが

最近、経営者の資質の基盤は「願望（欲）」だとつくづく思います。自分の夢は願望になるまで高められて、初めて人生を賭けたミッションに昇華します。単なる夢が、何が何でもそれを達成したいという強い思い（願望）にまで達したときに、人は内なる魂の叫びに突き動かされて突き進めるのかもしれませんが。願望が強いからこそ真摯になれる。願望が強いからこそタフでいられる。願望が強いからこそ覚悟が決まる。願望が強いからこそ熱意が湧き上がる... のです。

独立した頃を振り返ると私自身は「欲」のない経営者だったと思います。サラリーマンが性に合わず資格を取って税理士になったもの大した夢も欲もなく、ただ「真面目」に働き数年後には三人の職員と40～50件のお客様を有する「ごく平均的な会計事務所」になっていました。年齢の割には年収もそこそこあり適度に忙しく毎日がなんとなく過ぎていきました。そんな時にワタミの渡邊さんが尋ねていらして「数年で立派な事務所になってスゴイね。でも、このまま毎週ゴルフに行くような普通の税理士になるつもりなの？もし、日本の中小企業をリードできるトップの税理士になりたいのなら、事務所をたたんでうちに来て経営の勉強をしながら株式公開の準備を手伝ってよ」と経理部長への就任を依頼されました。その渡邊さんの一言が自分にとっての「覚悟の瞬間」だったのだと思います。「何が何でも日本の中小企業を支えられる税理士になろう」という内なる熱い願望が沸き起こったのを思い出します。そして、周囲に「バカか」と言われながら一日18時間働き、年間休日5日で二束の草鞋の二年間を過ごしました。その願望は事務所のミッションとして組織を育み、次世代に引き継がれようとしています... あの渡邊さんの一言と「覚悟の瞬間」がなければ、きっと今も、あのままの普通で平均的な事務所だったと思います。

「欲の強さはミッションの大きさに比例する」... 心の底からそう思います。

## ◆ 復興特別所得税に係る源泉所得税額の改正について

### ① 東日本大震災に係る復興特別税の基本方針

「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う事を基本とする」と、されています。今月は、復興増税の一方策である『復興源泉所得税』に焦点を当ててご説明致します。

### ② 改正の骨子

平成23年度12月2日に交付された租税特別措置法において、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までに生ずる源泉所得税について、復興特別所得税が併せて課されることとなりました(平成23年法律第117号)。

## ● 改正の内容

### ① 復興特別所得税の額と納付方法

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額となります。

納付方法は、源泉徴収した所得税と復興特別所得税を1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付することとなります。納付の際には、納期等の区分の欄が「源泉所得税及び復興特別所得税」と表示された納付書を使用することとなります。(なお、現在使用している納付書も使用可能です)

<合計税率の計算式>

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} \times 102.1\%$$

<所得税率に応じた合計税率>

所得税率(%)	5	10	20	23	33	40
合計税率(%)	5.105	10.21	20.42	23.483	33.693	40.84

### ② 給与に係る復興特別所得税

毎月の給与や賞与について、平成25年分の源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の納付が必要です。

(参考資料：国税庁 HP「平成25年分源泉徴収税率表」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/01.htm>)

### ③ 報酬等・退職手当等に係る復興特別所得税

報酬等に係る支払、退職手当等の支払については、上記と同様、支給額に所得税及び復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額の納付が必要です。

<具体例>

報酬等の支払額 888,888 円を支払った場合(所得税 10%の場合)

$$888,888 \text{ 円} \times 10.21\% = 90,755.4648 \text{ 円(1円未満切捨)} \Rightarrow 90,755 \text{ 円}$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

## ● その他復興特別所得税に係る事項

① 確定申告—平成25年から平成49年までの各年分の確定申告は、所得税額及び復興特別所得税を併せて申告することとなります。

② 年末調整—平成25年から平成49年までの各年分の年末調整は、所得税及び復興特別所得税を併せて年末調整することとなります。

③ 所得税及び復興特別所得税の予定納税—平成25年から平成49年までの各年分の予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額により算定することとなります。

(ご不明な点は弊社担当スタッフまでお気軽にお問い合わせ下さい)

## ★ 経営総合支援サイトをご利用ください！！

私ども事務所では経営サポートサービスのひとつとして事務所のホームページ内に、「一般企業」と「医業・福祉関係」の二つの業態に分けた『経営総合支援サイト』を準備しています。特に、医業・福祉・歯科経営者向けコンテンツは独立してカテゴリーを設けて豊富な情報提供に努めています。

サイトでは、「日頃の業務に役立つ書式集」や、経済レポート、業種別経営指標、経営TOPICS、資金調達情報等々の「経営情報」。さらには経営のいろいろな知識を解説した「経営知識集」などのフリーコンテンツをご用意しています。会員登録していただければ関与先様、関与先様以外を問わずどなたでも無料でご利用いただけますので、是非、お仲間の社長様にもご紹介いただきご利用いただければ幸いです。

### ● 日常業務に役立つ書式集

慶弔見舞文書や基本的な使用取引文書などの社外文書や、各種社内文書。売買や賃貸、金銭貸借等々の各種契約書。さらには内容証明の文例や、人事・労務関係の会社規定まで... 日常業務にすぐに役立つビジネス文書のフォーマットをご用意しています。標準的な「日本法令」の書式集ですから、これさえあれば、会社でも家でもネットに接続さえすればいつでも基本的な文書作成が簡単に行えます。

### ● すぐに経営に活かせる経営情報

経営に活かしていただくために、マクロ経済のレポートから業界ニュース等々のトピックスや主要団体へのリンク集、一発で資金調達の窓口を検索できるナビなど、豊富な経営情報を公開しています。

- ・ マクロ経済予測レポートや業界ニュース・法令改訂・統計資料等々のトピックス
- ・ 地域別、目的別、支給方法別の資金・助成金情報を一発検索できる「資金調達ナビ」
- ・ 官公庁や業界・経済団体、金融機関、士業関連団体等のリンク集

### ● 経営知識・用語の簡単検索+課題解決サポート

経営実務から営業拡大、経営分析、労務管理、IT情報技術等々14のカテゴリーの基本知識についてQ&Aにより分かりやすく用語の解説をする「経営データベース」。経営、人事、労務、財務、マーケティング、税金等の分野の主要テーマについて各専門家が詳しく解説する「企業情報レポート」。税務・会計、経営、人事・労務等々に関わる実際の経営課題の解決をお手伝いするオンラインサポート「経営ソリューションナビ」。

経営用語や経営知識の解説に加えて、そして経営課題の解決のサポートまでお手伝いするデータベースやナビを準備して社長をバックアップします。

### ● 社長や幹部の勉強ツール

経営に不可欠な経営、営業、財務・税務、人事・労務の四分野の主要なテーマについて、各項目1時間程度のビデオ学習ができるeラーニングを提供しています。文章を読むのとは異なり非常に分かりやすく理解しやすい上に、多人数で一緒に視聴が可能なため幹部・社員研修や社長の知識収集にピッタリです。

### お申込み方法

横浜総合事務所ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/> よりお申込みください。

- ① ホームページ真ん中の動くバナーの **経営支援フリーコンテンツ** をクリック
- ② 経営支援フリーコンテンツ一覧の **会員登録はこちら** をクリック
- ③ 経営情報サービス申込みのフォームに必要事項を入力して送信してください。

1週間以内に利用に必要なID、パスワードをメールにてご連絡いたします。

ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

## ★ 住宅ローン金利が下がっています。

大手銀行の住宅ローン金利が12月から一斉に引き下げられました。過去最低水準まで引き下げられるようです。来年の消費税引き上げを前に駆け込み需要を囲い込む戦略として新しいタイプの住宅ローン商品も登場しています。

## ■ 消費税増税前の駆け込み需要に期待

消費税の税率が現在の5%から2014年4月に8%、2015年10月には10%に段階的な引き上げが行われる予定で、これに対して「駆け込み需要」が発生することを狙った住宅ローン金利の引き下げが行われています。

住宅を購入する場合に消費税の税率が適用される基準は「引渡し日」です。

2014年の3月31日までに契約を締結することができれば現行の消費税5%で消費税を計算することができます。しかし、これは建売住宅や分譲型マンションの場合であり、これから住宅を新築するような場合では適用されません。新たに新築する場合には消費税の増税の基準日から6ヶ月前の平日（平成25年9月30日）までに新築工事の請負契約を締結することができ

ば現行の消費税5%で計算することができます。各銀行では今回の住宅ローン金利の引き下げで従前の金利よりおおむね0.05ポイントの引き下げを行い過去最低水準となっています。ただ、住宅ローン金利は各銀行で金利競争の状態となっているため他行との差別化がしにくい現状から、繰り上げ返済が行いやすいことや収入が減った場合でも返済が続けやすい条件にするなど商品としての差別化を図る動きになっています。今後、新たに住宅ローンでの購入をご検討されている方は、金利だけでなく商品内容も十分に考慮していただいた上で、契約されるようにお勧めします。

銀行名	特徴	当初10年固定金利(12月、%)
三菱東京UFJ	7大疾病保障付住宅ローンを取り扱い	1.30
三井住友	がんなどと診断された段階で住宅ローン残高が0円に	
みずほ	がん以外の病気やけががでも最長1年の返済を補償	
りそな	年中無休の相談窓口を大阪市内で展開	
三井住友信託	口座残高に応じて自動的に繰り上げ返済	1.15
新生	繰り上げ返済額に応じて月々の返済額を一時抑制	1.55

## ■ 住宅ローンの借り換えにも最適

住宅ローンの借り換えを行う場合のおおまかな判断基準として「残高が1,000万円以上」「返済期間が残り10年以上」「借り換えによる金利差が1%以上」とする3つの条件が今までの判断基準でした。これは、従前の住宅ローン契約の大半が長期間固定金利型の返済契約内容であったためです。最近では、数年毎に金利の見直しを行う変動金利型や2～5年の短期固定金利型で住宅ローンを契約されている方が増えているため、これらの場合に金利が2%以上の住宅ローン金利であった場合には、長期間固定金利型の住宅ローンへ借り換えをご検討されるのに十分な環境となっています。

実際に借り換えを行う際には契約手続きの代行費用などが上乗せされるため比較検討には専門家に相談されることをお勧めいたします。ご興味ございましたら、お気軽にご相談ください。



### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

住宅ローンの借り換えを行うことで金利差による支払総額の低減だけでなく、月々の支払額を変更することで生活に余裕を生くこともできます。現在、住宅ローンをお支払の方はこの機会に是非借り換えをご検討ください。お気軽にご相談ください。

真理に従順なのが「素直」である

( 松下 幸之助 )

素直とは、ただ何にでも従順なことを指すのではなく、何ものにもとらわれず、物事の真理を見きわめてこれに従う心の姿勢を指すのです。したがって、深く思考し真理を探究し続ける姿勢が基盤になくは、真の素直にはなり得ません。

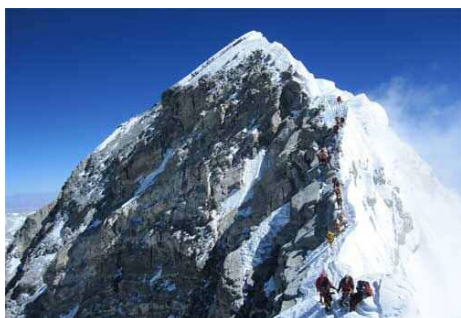
★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 5 6)

★ 先月ベトナムに行ってきました。ベトナムといってもホーチミンにしか行けませんでした。町を歩いても、ベトナム人や日本人の駐在員の話聞いても、「これから伸びていくぞ」という勢いを感じました。ベトナム人の平均年齢は27歳だそうで、実質2日間の滞在でしたが、あらゆる面で日本とは対照的だと思いました。ただ、とにかく暑いので(11月の平均気温は27度)、男性は時間があるとカフェでお茶をしているそうです。さて、今年も残りわずかとなりました。来年もよろしく願いいたします。 (KARINO)

★ 次回の経営塾で「事業承継～横浜総合事務所の場合～」というテーマでお話しをさせて頂くことになっています。(皆様のお手許に届く頃には無事に終わっているはずです…汗) 講談に立つほど事業承継の経験を積んでいる訳ではありませんが、多少の知識と自分が実体験していることを合わせれば、きっと知識だけのセミナーよりもたくさんのことがお伝えできると思います。何となく感じてきたことを自分で整理し、体系立ててお伝えできるように取り組みますので、同じ悩みを持つ方と共有できればうれしいです。(YAMAMOTO)

★ 9月に開始した組織活性化研修が11月29日、終了しました。5S活動という仕組みを使って人を育て、全社一丸体制を構築する内容です。若手の成長を期待し、5人の社員に取り組んでもらいましたが、成長できるかどうかは、本人の意思だと改めて感じます。舞台は組織が整えますが、そこで演じるかどうかは本人次第だと。幹部になれば、自ら舞台を創ることから始めなければならず、より高い目標設定が必要になるわけですから、躊躇や遠慮をしている場合ではないのです。『自ら考え、自ら動く』が基本です。(TOCHIKURA)

★ ヒマラヤから帰国して一ヶ月、凍傷で痺れていた指先も治り元気に年末を迎えています。今日は、業務支援部は来期の行動計画作りの週末合宿で千葉の民宿に出掛け、税務支援部は上場企業の四半期税務監査に出掛け、事務所は閑散としていますが、ミーティングルームでは横浜、東京、神戸から幹部が集まりお客様企業の月次経営会議が行われています。先ほど社長が「胃薬ない？」と言いながちょっと疲れた顔で出ていらっしゃいました(笑) 酷暑の次には寒い冬… 私たち中小企業にとってもまだまだ厳しい季節が続くそうですが、新しい年に向かって、再度、自社のミッションを確認し、時代と社会の変化に対応した戦略を明確にし、自社の組織革新に挑戦していきたいと思います。そして、個人的には、来春は8848m



の地球のてっぺん『エベレスト』の山頂に立ちたいと思います。

「一割二割変えようと思うから行き詰る… 二倍三倍変化しようと思えば、視点が変わり視界が開け、世界が変わる！」来年も自分の可能性を信じて挑戦する年にしたいと思います。(IZUMI)

## 横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!**

日時：平成25年1月17日(木)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込 (お二人迄参加可)

#### ★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

**第24回「財産承継の基礎」**

講師：税理士法人 横浜総合事務所 パートナー・COO 山本 歩美

日時：平成25年1月16日(水)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 3,000円

#### ★ “組織活性化プログラム” 経営革新実践セミナー

**組織をモチベーションが高く筋肉質の「強い組織」に変える3ヶ月プログラム!**

主催：株式会社経営支援センター&株式会社横浜総合マネジメント

日時：日程調整中 ※別途ご案内をさせていただきます

場所：横浜・関内周辺セミナールーム

募集：参加費 750,000円 (1社5名まで参加)

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、BDO 税理士法人

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります